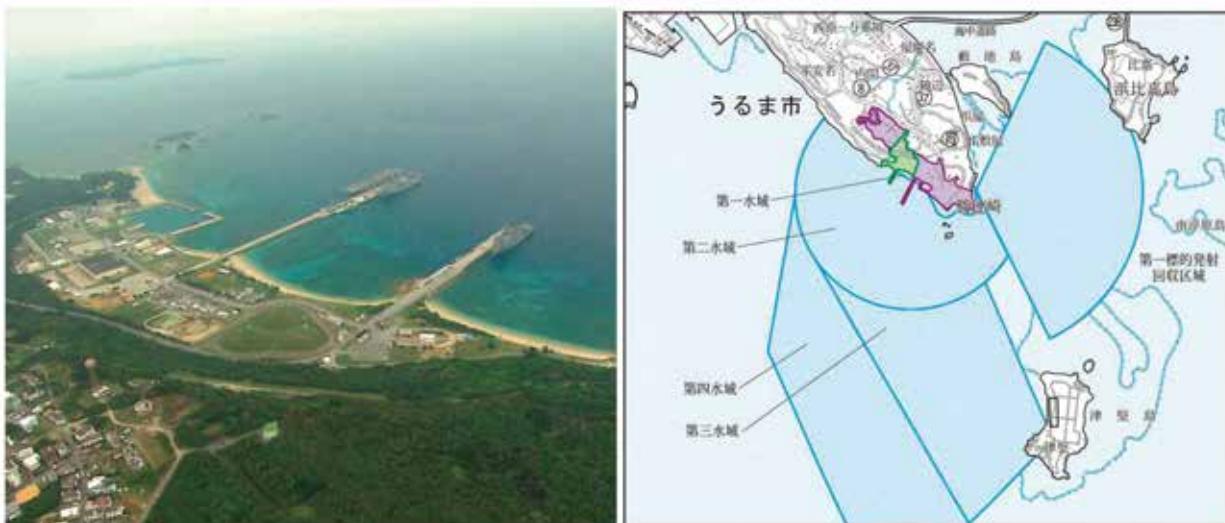


## (4) FAC 6048 ホワイト・ビーチ地区 (White Beach Area)



## ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市 (勝連平敷屋)  
 (イ) 面積：1,568千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	217	1	1	1,349	1,568

- (ウ) 地主数：1,913名  
 (エ) 年間賃借料：11億7千百万円  
 (オ) 主要建物及び工作物  
 ○建物：管理事務所、将校宿舎、消防舎、修理工場、売店・食堂、倉庫、警衛所、ポンプ室ほか  
 ○工作物：保安柵、上下水道、送油管、駐車場、着陸帶、防波堤、オイルタンク、桟橋（A桟橋：幅24m×長さ850m、B桟橋：幅24m×長さ450m）、貯槽、消火装置、護岸、自家発電設備、橋、キャンプ場、各種球技場ほか  
 (カ) 基地従業員：104名 (MLC 63名、I HA 41名)

## イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名  
 ○管理部隊名：米陸軍沖縄基地管理本部、在沖米海軍艦隊活動司令部  
 ○使用部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部（基地司令部ホワイト・ビーチ事務所、軍港湾業務部）、第7艦隊揚陸司令部第76任務部隊、米国防兵站局エネルギー沖縄ホワイトビーチ事務所  
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15 メモ等より）  
 ○使用主目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト  
 ○使用条件：  
 a 使用時間  
 (a) 第1及び第2水域並びに排水管区域については常時使用。  
 (b) 第3及び第4水域については、必要な都度。  
 (c) 第1及び第2標的発射回収区域については、06:00時から18:00時まで月平均12日。ただし、年間144日を超えないものとする。  
 b 用途  
 (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。  
 (b) 第2水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇の港及び弾薬の積卸施設のために使用される。  
 (c) 第3及び第4水域については、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇が妨げられることなく投錨及び操船するための区域と

して使用される。

- (d) 第1標的発射回収区域は、発射のための安全区域として使用される。
- (e) 第2標的発射回収区域は、標的の回収のため使用される。合衆国軍隊は、使用期間中、当該区域内に訓練に参加していない船舶及びその他の舟艇がないことを確認する。
- (f) 排水管水域は、排水のために使用される。

c 通告の方法

- (a) 現地合衆国当局は、第3及び第4水域の使用並びにすべての停泊及び投錨割当の通告に関し、日本国政府関係当局と現地調整を行うため、可能な限り速やかに事前通告を行う。
- (b) 現地合衆国当局は、第1及び第2標的発射回収区域を使用する場合は、原則としてその15日前に現地防衛局へ通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の5日前までに事前通告を行う。第1標的発射回収区域においては、標的の発射の30分前に目視可能な赤旗を掲揚する。

d 制限の内容

- (a) 第1水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
- (b) 第2水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。ただし、合衆国軍隊の使用期間中、網漁以外の漁業は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。網漁については、現地において調整される。日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過を除き、合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇も接近することを許可しない。当該区域内において合衆国軍隊は、すべての船舶の移動を管理する。
- (c) 第3及び第4水域においては、合衆国政府は常時通過を許可する。もっとも、日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過の場合を除き合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇が接近することも許可しない。合衆国政府は、当該水域が使用されていない期間については、漁業を制限しない。合衆国軍隊が当該水域内を使用しているときには、網漁は認められない。日本国政府は、当該水域内における合衆国軍隊の船舶又は舟艇の通常の活動を妨げ、又は遅延させるおそれのあるいかなる恒常的又は継続的活動も許可しない。
- (d) 第4水域の必要性については、毎年合同委員会で検討する。
- (e) 第1標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、漁業、潜水、サルベージその他の活動については、現地レベルで現地合衆国当局と調整を行う。
- (f) 第2標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。
- (g) 排水管区域内においては、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内で漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

勝連半島の先端部に位置するこの施設は、海軍管理の港湾地区と陸軍管理のタンク地区に区別される。港湾地区には、幅24メートル、長さ850メートルの米海軍A桟橋、幅24メートル、長さ450メートルの米陸軍B桟橋の2つの桟橋がある。タンク地区には、提供施設整備により、昭和60年度に2基のタンクが完成している。

本施設は、在沖米海兵隊員の沖縄からの出入及びホテル・ホテル訓練区域、インディア・インディア訓練区域、マイク・マイク訓練区域等の水域及び空域での演習訓練の際の兵員の輸送、武器・弾薬等軍需物資の補給基地として常時活発に活用され、米軍の沖縄における重要な軍港としての機能を果たしている。

寄港艦船の主なものは、強襲揚陸艦、ドック型輸送揚陸艦、原子力潜水艦、輸送艦、タンカー等である。沖縄に駐留する第3海兵遠征軍の輸送を任務とし、長崎県佐世保基地に配備されているボノム・リシャール（ワスプに交代予定）やグリーンベイ等もしばしば寄港する。

また、この施設は国連軍地位協定第5条第2項の規定により国連軍が使用できるほか、海上自衛隊により共同使用されているため、海上自衛隊の艦船も寄港している。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項 (a) : 共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電柱等敷地	0千m <sup>2</sup>	昭47.5.15
○うるま市	排水路用地	1千m <sup>2</sup>	昭57.4.8
○うるま市水道事業管理者	水道管布設用地 送水管用地	1千m <sup>2</sup> 0千m <sup>2</sup>	昭47.5.15 昭50.12.4

送・配水管			
○海上自衛隊	及び配水池等施設用地	1千m <sup>2</sup>	平10. 2. 4
	港湾施設用地	150千m <sup>2</sup>	昭47. 5. 15
	電力供給施設及び警衛所等用地	1千m <sup>2</sup>	昭55. 1. 26
	海洋観測所用地	68千m <sup>2</sup>	昭58. 1. 27
○文部科学省 (原子力規制委員会)	モニタリングポスト用地	0千m <sup>2</sup>	昭53. 4. 1
	モニタリングポスト用地	0千m <sup>2</sup>	昭54. 8. 30
	モニタリングポスト用地等	0千m <sup>2</sup>	昭61. 11. 17
○陸上自衛隊	給水施設用地	0千m <sup>2</sup>	平4. 5. 14
	進入路用地	2千m <sup>2</sup>	平29. 9. 1
○沖縄県	かんがい施設用地	3千m <sup>2</sup>	平15. 4. 1
計 7名	14件	227千m <sup>2</sup>	
b 地位協定第2条第4項 (b) : 米軍による一時使用			
○海上自衛隊沖縄基地隊			
	提供目的 : 栈橋等 (栈橋及び消火システム)		
	提供面積 : 不明		
	年月日 : 平成26年11月5日		
(才) 沿革			
昭和16年	旧日本軍が陸軍戦車部隊の駐屯地として使用。		
昭和20年4月	軍事占領の継続として使用開始。		
昭和47年5月15日	ホワイト・ビーチ港海軍施設、勝連半島陸軍地区、ホワイト・ビーチ貯油施設、嘉手納第2サイト、西原第2陸軍補助施設を統合し、ホワイト・ビーチ地区として提供施設・区域となる。ホワイト・ビーチ港海軍施設の一部約275,000m <sup>2</sup> を海上自衛隊沖縄基地隊に引き継ぐ。		
昭和48年5月1日	沖縄返還協定了解覚書B表に基づき、旧西原第2陸軍補助施設約134,000m <sup>2</sup> が、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場として引き継がれる。		
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約221,000m <sup>2</sup> の無条件返還を合意。		
昭和50年4月4日	工場施設として、建物約1,200m <sup>2</sup> と工作物 (給水設備等) を追加提供。		
昭和51年12月31日	第15回安保協了承の土地約221,000m <sup>2</sup> (旧嘉手納第2サイトメースB基地部分) を返還。		
昭和58年8月11日	給油施設として、工作物 (給油装置) を追加提供。		
昭和62年2月5日	貯油施設として、建物約550m <sup>2</sup> と工作物 (貯油槽等) を追加提供。		
昭和63年2月10日	隊舎等として、建物約710m <sup>2</sup> と工作物 (下水管等) を追加提供。		
平成3年6月26日	保安用地として、土地約12,000m <sup>2</sup> を追加提供。		
平成4年9月24日	工場として、建物約670m <sup>2</sup> と工作物 (門等) を追加提供。		
平成9年3月31日	住宅用地約150m <sup>2</sup> を返還。		
平成10年3月26日	倉庫として、建物約6,400m <sup>2</sup> と工作物 (門等) を追加提供。		
平成10年3月31日	町道用地約2,000m <sup>2</sup> を返還。		
平成10年8月31日	県道与那城具志川線用地約9,000m <sup>2</sup> を返還。		
平成13年3月22日	隊舎等として、建物約2,400m <sup>2</sup> と工作物 (水道等) を追加提供。		
平成16年2月9日	防災施設等として、工作物 (護岸等) を追加提供。		
平成17年11月10日	管理棟として、建物約1,500m <sup>2</sup> と工作物 (水道等) を追加提供。		
平成18年2月3日	桟橋等として、工作物 (桟橋等) を追加提供。		
平成18年7月14日	変電室等として、建物約90m <sup>2</sup> と工作物 (舗床等) を追加提供。		
平成20年9月30日	受電所等として、建物約60m <sup>2</sup> と工作物 (照明装置等) を追加提供。		
平成21年2月25日	倉庫等として、建物約750m <sup>2</sup> と工作物 (水道等) を追加提供。		
平成26年4月30日	住宅用地約320m <sup>2</sup> を返還。		
平成26年11月5日	海上自衛隊桟橋等の限定使用として、工作物 (桟橋等) を追加提供 (2-4-(b) 提供)。		
平成29年3月1日	環境負荷負担低減対策設備として、工作物 (電力線路等) を追加提供。		
平成31年4月19日	港湾施設として、土地約100m <sup>2</sup> を追加提供。		

#### ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

うるま市には、ホワイト・ビーチ地区の他に浮原島訓練場(地位協定第2条第4項(b)提供)、嘉手納弾薬庫地区、天願桟橋、キャンプ・コートニー等があり、市面積に占める米軍基地の割合は、6.7パーセントにのぼる。詳しくは、キャンプ・コートニーの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

本施設では、昭和55年3月、ロングビーチ(巡洋艦)の寄港時、平均値を上回る放射線量が記録検出された。詳しくは、第3章第2節4「原子力軍艦(潜水艦等)の寄港」(58頁)を参照。

また、停泊中の艦船や施設からの燃料等流出が度々発生しているが、平成30年以降、事故は報告されていない。

(ウ) 原子力潜水艦の寄港

この施設は、原子力潜水艦の寄港地にもなっており、復帰後、令和4年12月末現在で寄港回数は626回となっている。同艦の入港は、放射能汚染等の不安を県民に与えている。

昭和57年から60年には全く寄港しない年もあったが、昭和61年以降は毎年寄港を繰り返し、平成18年までは年間10回前後で推移していた。平成19年に24回と急増し、平成20年には過去最高の41回を数え、それ以降、毎年10回前後から30回前後の寄港がある。

(エ) その他

昭和49年に、海上自衛隊沖縄基地隊の送信所建設がタンクファーム地域の一角に予定されていたが、電波障害等の懸念から、地主会及び付近住民の反対により中止になった。

## 工 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

施設返還後の跡地利用について、うるま市においては具体的な計画は策定されていないが、平成11年3月に策定された勝連町軍用地跡地利用計画(当時:現うるま市)の中で、住宅地区の整備が適切と考えるとの方向性が出されている。